

令和9年度 幕別町 認定こども園・認可保育所等 入所申込みのご案内

(保育の利用を希望する保護者の方へ)

1 入所の対象となるお子さんと保護者の要件

入所予定日に、次の①～③の要件をすべて満たしていることが必要です。

①お子さんの住民登録が幕別町にあること。

※申込み時点で町外にお住まいの場合も、入所日までに幕別町へ転入予定であれば申込みできます。

②お子さんが生後6か月以上、小学校就学前であること。

③すべての保護者が、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当すること。

(1) 月48時間以上、日常の家事以外の仕事をしている場合。

(2) 妊娠中または出産後間もない場合（認定する期間は、出産日を含む月の3か月後の末日まで）。

(3) 疾病、負傷または心身の障がいがある場合。

(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している場合。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。

(6) 求職活動（起業の準備を含む）を継続して行っている場合（認定期間は、1か月後の月末まで）。

(7) 学校または職業訓練校に在学している場合。

(8) 虐待やDVのおそれがある場合。

(9) 保育施設を利用しているこどもの保護者が育児休業中である場合（詳しくは「8 育児休業中の保育施設の利用」をご覧ください）。

(10) その他前各号に類する常態にある場合。

2 保育の必要性の認定と利用できる時間

保育所等を利用するためには、町による教育・保育給付認定が必要です。申請書類に基づいて保育の必要性を審査し、年齢に応じて2号認定または3号認定を行います。認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を備えた施設です。

認定区分		年齢	対象となる児童	利用できる施設
教育	1号認定	満3歳以上	未就学のこども	認定こども園・幼稚園
保育	2号認定	満3歳以上	保護者が「保育の必要性の要件」に該当し、 保育の必要性の認定を受けているこども	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業所
	3号認定	満3歳未満		

※3号認定を受けている児童が満3歳に到達した際には、2号認定に切り替わります。

※年度の途中で満3歳になっても、保育料はその年度末まで3歳未満児クラスの額が適用されます。

※2号・3号認定では、保育を必要とする事由や就労時間等に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」が決まります。転職、退職、勤務時間の変更、妊娠・出産、育児休業の取得など、申請内容が変わった場合は、速やかに必要書類を提出してください。認定の変更により、利用時間や保育料等が変わる場合があります。

認定区分	保育の必要な事由	利用可能時間
保育標準時間	就労（保護者のどちらも月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧 など	1日最大11時間 (7:30~18:30)
保育短時間	就労（保護者のどちらかが月120時間未満）、求職活動、育児休暇 など	1日最大8時間 (8:30~16:30)

3 入所申込みの受付期間・提出先

【受付期間】令和8年11月2日（月）～11月20日（金）

【お問い合わせ・ご相談窓口】こども課保育係 電話:0155-54-6621

【提出先】新規入所：希望する保育施設、こども課、札内支所、保健福祉課

継続入所：令和8年度に入所している保育施設

※新規入所・継続入所のいずれも申込みが必要です。

※各施設の開所時間内に提出してください。

※札内支所・保健福祉課では書類の受取りのみ行います。申込みに関する相談や記載内容の確認は、こども課保育係へお問い合わせください。

※郵送の場合は、受付期間最終日の消印まで有効です。

入所希望日	申込受付期間	入所決定等の通知
令和9年4月1日～ 令和9年6月30日	令和8年11月2日～11月20日	令和9年1月下旬
	・受付期間内に提出された申込みを優先して利用調整を行います。 ・6月30日までの入所希望については、入所希望日の早い遅いによって利用調整の優先順位が変わることはありませんので、ご都合のよい日にちをお選びください。 ・受付期間後も申込みは可能ですが、受入れ可能な施設・クラスについて、引き続き募集を行います。空き状況については、こども課へお問い合わせください。	
令和9年7月1日～ 令和10年3月31日	令和9年4月1日～入所希望日の1か月前	随時
	・入所希望日の2か月前から1か月前までを申込みの目安とし、遅くとも1か月前までに必要書類を提出してください。 ・入所希望日の約1か月前から1か月前の受入状況等に基づき、随時利用調整を行います。 ・申込みから1か月以内の入所希望には、特段の事情がない限り対応できません。 ・幕別町ホームページで入所状況・空き状況をご確認いただけます。	

※令和9年度の入所申込みについては、近年、幕別町で待機児童が発生していない状況等を踏まえ、保護者の利便性向上を図るため、例年5月31日までとしていた当初申込みの対象期間を6月30日まで延長しました。なお、令和10年度以降の取扱いについては未定です。

4 町内の認可保育施設一覧

保育施設名	運営主体	電話	定員	対象年齢	住所	保育時間
幕別認定こども園	幕別町	66-5801	90	0～5歳	錦町 98 番地	7:30～18:30
札内さかえ保育所	幕別町	25-9011	120	0～5歳	札内北栄町 23 番地の 1	7:30～18:30
札内北保育所	幕別町	56-2049	90	0～5歳	札内新北町 75 番地の 1	7:30～18:30
札内南保育園	(福) 池田光寿会	56-3326	120	0～5歳	札内あかしや町 56 番地の 73	7:30～19:00
札内青葉保育園	(福) 温真会	56-4131	120	0～5歳	札内青葉町 310 番地の 36	7:30～19:00
のびのび保育所	(福) 幕別真幸協会	56-4706	10	0～2歳	字依田 379 番地	7:30～18:30
こりすのおうち	(同) Petit pas	29-5191	5	0～2歳	札内青葉町 5 番地の 15	7:30～19:00

※保育士の配置状況や児童の状況等により、受入可能人数は変動するため、定員がそのまま受入可能人数となるわけではありません。

※のびのび保育所・こりすのおうちは、0歳児から2歳児までを対象とする地域型保育施設です。3歳児以降の保育所等の利用調整については、国の示す取扱いに基づき、これらの施設の卒園児を継続入所扱いとし、新規入所希望者より優先して取り扱います。

※病後児保育は、札内青葉保育園の病後児室「ひだまり」で実施しています。病気・けがの回復期にあり、集団保育が難しいものの、医師により病後児保育の利用が可能と判断されたお子さんが対象です。定員は1日4人で、利用には事前予約が必要です。町内の認可保育施設に在籍するお子さんであれば、施設を問わず利用できます。なお、札内青葉保育園の在籍児童が優先されるわけではありません。

【生年月日別クラス区分（令和9年4月1日入所の場合）】

クラス区分	生年月日
0歳児（生後6カ月以上）	令和8年（2026年）4月2日生～令和8年（2026年）10月1日生
1歳児	令和7年（2025年）4月2日生～令和8年（2026年）4月1日生
2歳児	令和6年（2024年）4月2日生～令和7年（2025年）4月1日生
3歳児	令和5年（2023年）4月2日生～令和6年（2024年）4月1日生
4歳児	令和4年（2022年）4月2日生～令和5年（2023年）4月1日生
5歳児	令和3年（2021年）4月2日生～令和4年（2022年）4月1日生

5 入所決定通知・入所説明会

①入所決定通知：令和9年1月下旬に、保護者へ文書でお知らせする予定です。

②入所説明会：令和9年3月上旬頃に、各施設で実施する予定です（実施しない施設もあります）。

※施設の定員や受入状況により、希望する施設に入所できない場合があります。

※入所申込み後に住所、勤務先、世帯構成等が変わった場合や、申込みをキャンセルする場合は、必ずこども課保育係へご連絡ください。

6 入所前の面接

令和9年度に新たに入所するお子さんと、前年度とは異なる施設に入所するお子さんを対象に面接を行います。日時・場所は別途お知らせします。

7 ならし保育（入所直後の短時間保育）

初めて保育施設に入所するお子さんが新しい環境に慣れられるよう、入所後1週間程度は、通常より保育時間を短くする「ならし保育」を行います。お子さんの状況に応じて調整する場合があります。

8 育児休業中の保育施設の利用

育児休業中の新規入所は、原則として認められません。ただし、復職前のならし保育については育児休業中でも利用できます。また、すでに施設を利用しているお子さんは、保護者の育児休業取得後も、町が継続利用の必要性を認める場合に利用を続けられます。

9 保育料・給食費（副食費）の負担

保育料の算定方法と金額は「資料2 令和9年度保育料徴収金額表」をご覧ください。保育料・副食費の納入通知書は、4月上旬頃に送付する予定です。給食費は、主食費（米代）と副食費（おかず代）に分かれます。

なお、保育料・副食費は在籍期間に応じて発生するため、長期間欠席した場合でも減額されません。

【0～2歳児クラス】

保育料には、給食費を含みます。保育料は、次の市町村民税をもとに決定します。9月分から保育料が変更となる場合は、8月末までに通知します。

【令和9年度の場合】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定根拠	令和8年度の町民税 (令和7年1月～12月の収入等)					令和9年度の町民税 (令和8年1月～12月の収入等)						

【3～5歳児クラス】

幼児教育・保育の無償化制度により、保育料は無料です。給食費のうち主食費は、独自施策である主食提供事業により町が負担しています。温かい主食を提供することで、子育て世帯の経済的・家事負担の軽減を図っています。

なお、副食費は保護者の負担となりますが、世帯の課税状況等により免除される場合があります。

保育料・副食費の納付方法について

保育料・副食費は、保育サービスを提供するための大切な財源であり、保護者の皆さまには、所得等に応じた負担をお願いしております。公平で適正な保育行政を維持するためにも、納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

現在、納付書による納付では、納付忘れなどによる未納が発生しており、督促や納付書の再発行が必要となるケースも少なくありません。

また、保育料は毎年9月の市町村民税の年度切替えによる再算定のほか、支給認定の変更によっても金額が変わる場合があります。そのため、年間分をまとめて納付された場合でも、変更後の保育料との差額が生じ、納付済みと思っていても未納となる場合や、過納付となる場合があります。こうした納付上の行き違いや納付忘れを防ぎ、保護者の皆さまに安心して納付いただくため、口座振替による納付をお願いしています。

なお、納付書による納付を希望される場合は、口座振替の登録手続きを行ったうえで、こども課へお申し出ください。納付状況及び請求額を確認したうえで、納付書を発行します。

また、納付が難しい事情がある場合は、お早めにこども課へご相談ください。

10 以下に該当する場合は、必要な確認や受入れ準備があるため、申込み前にご相談ください。

①保育料・副食費に3か月以上の未納がある場合（過年度分を含む）

保育料・副食費の未納がある場合は、入所申込み前の納付をお願いします。納付が難しい事情がある場合は、事前にこども課へご相談ください。未納の状況や今後の納付方法について、個別に確認します。

申込み受付後、11月末時点の納付状況を確認します。3か月以上の未納があり、11月末までに事前の相談がない場合は、翌年1月中旬までにこども課から連絡し、納付状況や今後の納付予定について確認します。必要に応じて、面談やご自宅への訪問による確認を行う場合もあります。

なお、紛失により納付書が必要な場合は送付しますので、お申し出ください。

②発達に不安があるお子さんや、個別の配慮・支援が必要なお子さんの新規入所を希望する場合

発達に不安があるお子さんも、保育所等への入所を申し込むことができます。保育所等では、国の配置基準に基づく集団保育を行っており、お子さんの状況や必要な支援の内容によっては、保育者の追加配置や受入体制の調整が必要となることがあります。

そのため、お子さんに必要な支援を把握し、受入準備を進めるため、原則として申込み前に幕別町発達支援センターへご相談ください。相談内容を踏まえ、お子さん本人や他のお子さんの安全に配慮するために、保育施設と町にて受入体制について協議します。

なお、集団保育という観点から、必要な保育体制を整えることが難しい場合は、希望する施設での受入れができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

【幕別町発達支援センター】

住所：幕別町新町122番地1

電話：0155-54-6533

③医療的ケアが必要なお子さんの新規入所を希望する場合

保育所等は集団保育を行う施設であり、お子さんに常時マンツーマンで対応する体制ではありません。医療的ケアが必要なお子さんの受入れに当たっては、お子さんの健康状態や必要な医療的ケアの内容、集団保育における安全性、家庭での保育状況などを踏まえ、必要な支援や受入体制について総合的に判断します。また、医療機関との連携、看護師等の専門職員の確保、緊急時の対応など、安全な保育を行うための体制整備には相当な準備期間を要します。

このため、入所を検討されている段階から、できるだけ早めにこども課へご相談ください。

なお、お子さんの状況や受入体制の整備状況によっては、希望する時期や施設での受入れが難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

④幕別町外に住民登録を置いたまま、幕別町内の保育所等の利用を希望する場合

広域入所では、原則として施設が所在する市町村のお子さんの利用が優先されるため、町外にお住まいの方については、各施設の受入状況等を踏まえて利用の可否を判断します。

利用に当たっては、お住まいの市町村との協議が必要となるため、広域入所の制度や申込手続き、受入条件等についてご案内しますので、できるだけ早めにこども課、またはお住まいの市町村へご相談ください。

12 食物アレルギーへの対応を希望する保護者の方へ

食物アレルギーがあり除去食（アレルギー対応食）等を必要とするお子さんには、医師の診断・指示に基づき、施設で安全に提供できる範囲で対応します。

通常の給食と並行して調理するため、保護者、施設、管理栄養士が連携して対応内容を確認します。安全を最優先にしつつ、必要以上の食品除去を続けないよう、定期的に医師へご相談ください。ご家庭で食べられるようになった食品でも、保護者の判断だけで施設での除去を解除することはできません。

【入所までの流れ】

①児童調査票への記入

食物アレルギーの原因食品や症状等をご記入ください。

②医療機関の受診と「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の作成

医療機関を受診し、除去が必要な食品等について医師に確認のうえ、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の作成を依頼してください。

※様式は保育所で配布しています。こども家庭庁のホームページからもダウンロードできます。医療機関に同等の様式がある場合は、そちらを使用していただいても構いません。

③入所前の個人面談（2月頃）

保護者・保育所・管理栄養士で面談を行い、除去する食品や給食での対応方法を確認し、必要書類をお渡しします。

④必要書類の提出

必要書類の準備ができ次第、入所説明会（3月上旬頃）を目安に、保育所へご提出ください。

（1）保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

※アレルギー検査結果等、除去の程度や症状が確認できる書類があればご提出ください。

（2）アレルギー調査票（様式1）

（3）食物アレルギー対応食確認票（様式2）

（4）食物アレルギー給食対応申込書及び同意書（様式3）

（5）緊急時個別対応表（別紙2）

⑤入所前の確認事項

（1）アレルギー対応食が必要なお子さんについては、①～④の確認が完了するまで、安全確保のためアレルギー対応食を提供できません。その間はお弁当をご用意いただく場合があります。

（2）アレルギー対応食については、医師の診断・指示に基づき、家庭でも除去食による対応を行っているお子さんが対象となります。除去する食品が多種類にわたる場合や症状が重篤な場合は、給食での対応が難しく、お弁当をご用意いただく場合があります。

（3）ご提出いただいた書類をもとに、毎月、給食提供前に「予定・実施献立表」をお渡しします。献立表のアレルギー対応欄に、除去食・代替食の内容を記載しますので、原因食品が含まれていないか、内容が適切かをご確認ください。確認結果を「食物アレルギー個別対応確認票」に記入し、保育所へご提出ください。

※「予定・実施献立表」は、担任保育士、調理担当者も同じ様式を使用して確認しています。

⑥給食の提供

（1）通常食とアレルギー対応食は、盆及び食器の色を分け、名札を付けて区別しています。配膳前に調理員、検食者及び担任保育士の3段階で確認し、取り違えのないようにしています。

（2）食事中は、他の児童の食事を誤って食べることがないように、保育士が見守りを行います。

入所申込み・保育施設の利用に関するQ & A

【申込み前・申込み時】

1. 事前に保育所を見学することはできますか？

見学を希望される場合は、保育所へ直接お問い合わせください。

なお、保育の状況によっては、ご希望の日時に対応できない場合があります。

2. 入所について相談したい場合は、どこに問い合わせればよいですか？

保育所への入所に関するご相談は、こども課保育係で受け付けています。お電話でも来庁でもご相談いただけますので、お気軽にお問い合わせください。

開庁時間内の相談が難しい場合は、事前にこども課へご連絡ください。夜間の相談についても、可能な範囲で日程を調整します。

3. 4月入所の申込みを、前年11月に受け付けるのはなぜですか？

4月からの入所に向けて、入所希望者の状況を把握し、利用調整や各施設の受入準備を計画的に進めるためです。

申込受付終了後、提出書類の確認を行い、入所予定児童数や年齢構成に応じて、必要な保育士の確保や配置などを進めます。こうした準備には一定の期間が必要となることから、前年11月に申込みを受け付けています。

4. 現在、幕別町外に居住していますが、入所を申し込むことはできますか？

入所日までに幕別町内に転入予定の場合は、町内にお住まいの方と同様にお申し込みいただけます。

幕別町外にお住まいのまま、町内の保育所等の利用を希望される場合は、現在お住まいの市町村及びこども課へお早めにご相談ください。

5. 幕別町に住んでいますが、町外の保育所を利用できますか？

広域入所の制度により、特段の理由によっては町外の保育所等を利用できる場合があります。希望する理由や施設の受入状況などを確認し、施設が所在する市町村と協議します。利用を希望する場合は、お早めにこども課へご相談ください。

6. 就労証明書は勤務先に作成を依頼するのですか？押印は必要ですか？

就労証明書は、勤務先が従業員の就労状況を証明する書類です。勤務先のご担当者に作成を依頼してください。会社の押印は不要ですが、勤務先によっては発行までに時間がかかる場合がありますので、余裕をもってご依頼ください。

なお、自営業の方は、ご自身で就労証明書を作成してください。必要に応じて、就労状況を客観的に確認できる追加書類の提出をお願いする場合があります。

7. 就労証明書は、きょうだい入所の場合、それぞれに添付する必要がありますか？

きょうだいで同時に入所を申し込む場合は、就労証明書など、保育を必要とする理由を証明する書類は、原本1部を上のお子さんの申込書に添付してください。

なお、支給認定申請書（入所申込書）、入所希望調査票及び児童生活調査票は、お子さんごとに作成してください。

8. 午後から夜間にかけて勤務していますが、午前中から保育所を利用できますか？

午後から夜間にかけて勤務されている場合でも、朝から保育所を利用することができますので、実際の勤務時間に合わせて就労証明書を提出してください。

なお、利用できる時間は、認定された保育必要量や保育所の開所時間によって異なります。

9. 保育所のお友達と同じ小学校に進学できるよう、通学区域学区を考えて保育所を選びたいです。

小学校の通学区域は、お住まいの住所によって決まるため、同じ保育所に通っていても、必ずしも同じ小学校に進学するとは限りません。小学校の通学区域については、幕別町ホームページに掲載していますので、保育所を選ぶ際の参考にしてください。

10. 2月に人事異動が発表され、4月から幕別町に転入することになりました。4月1日から保育所に入所できますか？

施設の空き状況によっては、4月1日から入所できる場合があります。翌年度の入所予定状況は随時変動するため、幕別町ホームページには掲載していません。希望される場合は、まずこども課へご相談ください。

【申込み後・入所決定まで】

11. 申込者が施設の受入可能人数を上回った場合、どのように利用調整しますか？

申込者数が受入可能人数を超えた場合は、町の利用調整基準に基づき、保護者の就労状況、世帯の状況、現在の保育施設の利用状況等から保育の必要性を点数化し、総合的に判断して利用調整を行います。

雇用形態や職種だけを理由に減点することはありません。また、単身赴任や長期出張など育児に参加しにくい事情はさまざまであるため、特定の勤務形態だけを理由とする加点は設けていません。希望する保育施設のいずれにも入所できない場合は、利用保留通知書を交付します。

12. 令和8年度に入所申込書を提出し、利用保留通知を受けていますが、令和9年度も入所申込書を提出する必要がありますか？

入所申込書は、申し込みをした年度末まで有効です。そのため、現在入所している方や利用保留となっている方も、令和9年度の入所を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

なお、利用保留となった場合も、申し込みをした年度内は引き続き利用調整の対象となります。

また、現在入所している方で、令和9年度の入所申込みをされない場合は、令和8年度末をもって退所となります。

13. 月の途中で入所することになりました。保育料や副食費は日割りしてもらえますか？

月の途中で入所した場合は、保育料及び副食費を次のとおり日割り計算します。

月額 × 在籍日数（25日を超える場合は25日） ÷ 25日 ※10円未満の端数は切り捨てます。

14. 当初の入所決定後、入所日を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか？

入所日の変更を希望される場合は、速やかにこども課へご相談ください。6月末までの入所日変更については、当初の入所決定が有効となります。

なお、7月以降に入所日を変更する場合は、特段の理由がない限り、当初の入所決定は無効となり、変更後の入所希望日に合わせて改めて入所調整を行います。そのため、希望する日に入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

15. 転勤が決まったため入所を辞退したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

入所を辞退される場合は、こども課へご連絡ください。辞退に伴う書類の提出は必要ありません。

16. 申込み後に勤務時間や家庭の状況が変わった場合は、どうすればよいですか？

勤務先や勤務時間、世帯の状況など、申込内容に変更が生じた場合は、速やかにこども課へご連絡ください。変更内容によっては、利用調整や保育必要量の認定に影響する場合があります。

【入所後の利用・費用】

17. 保育料や副食費は、どこの市町村も一律ですか？

3～5歳児クラスの保育料は、国の制度により無償となっています。一方、0～2歳児クラスの保育料や3～5歳児クラスの副食費は、市町村によって金額が異なる場合があります。

18. 保育にかかる費用は、保育料以外をすべて町が負担しているのですか？

保育に必要な費用は、保護者が負担する保育料等に加え、国・北海道・町の公費等によって賄われています。

19. 入所後に住所・勤務先・家族構成などが変わった場合、どうすればよいですか？

転居、勤務先の変更、退職、転職、妊娠・出産、育児休業、結婚、離婚などにより、家庭の状況に変更があった場合は、速やかに保育所等へご連絡ください。

変更内容によっては、保育料や副食費、保育の利用時間などが変更となる場合があります。

20. 入所後に仕事を辞めた場合、保育所を退所しなければなりませんか？

退職後も求職活動や疾病など、引き続き保育を必要とする理由がある場合は、保育所を継続して利用することができます。

ただし、保育を必要とする理由によって、利用できる期間や保育時間が変わる場合があります。退職が決まった場合は、速やかに保育所へご相談ください。

21. 入所後に入所基準を満たしていないことが判明した場合は、どうなりますか？

入所後も、必要に応じて就労状況や家庭の状況などを確認する場合があります。確認の結果、保育の必要性が認められない場合は、退所となる場合があります。

また、虚偽の申告や事実と異なる書類の提出など、不正な手段による入所が判明した場合は、教育・保育給付認定の取消しや、法令に基づく費用の返還等を求める場合があります。

なお、勤務時間の変更や退職など、申込時の状況に変更があった場合は、速やかに保育所へご相談ください。

22. 年度途中で別の保育所へ転園できますか？

年度途中の転園は、施設の受入状況や転園を希望する事情を確認した上で判断します。転園を希望する場合は、改めて申込書を提出していただく必要がありますので、事前にこども課へご相談ください。

23. 年度の途中で3歳になった場合、保育料は無償になりますか？

保育料の年齢区分は、その年度の4月1日時点の年齢で決まります。そのため、年度の途中で3歳になった場合でも、その年度中は3歳未満児クラスの保育料が適用され、無償にはなりません。

24. 幕別町から転出することになりそうです。通っている保育所に当面そのまま通えますか？

転出後も幕別町内の保育所等の利用を希望される場合は、事前にこども課へご連絡ください。転出先の市町村と広域入所に関する協議を行い、継続利用の可否を確認します。なお、協議の結果によっては、継続して利用できない場合があります。

25. 事実婚の場合、保育料はどのように算定されますか？

保育料は、国の法令に基づき、お子さんの監護や世帯の状況を確認して算定します。婚姻届を提出していない場合でも、事実上、夫婦として共同生活を営んでいると認められ、相手方が保育料の算定対象となる場合は、その方の市町村民税も含めて保育料を算定します。

事実婚に該当するかどうかは、同居状況や生計の状況、お子さんとの関係性や養育への関わりなどを確認し、個別に判断します。

資料1 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類を確認し、封筒に入れてご提出ください。

きょうだいで同時に入所する場合、2・5・6の書類は原本1部を上のお子さんの申込書に添付し、1・3・4の書類はお子さんごとに作成してください。

- 1 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（認定こども園・保育所申込書）
- 2 保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類
- 3 保育施設入所希望調査票（別紙2）
- 4 児童生活調査票（別紙3）

※児童生活調査票は1歳児以下と2歳児以上で様式が異なりますのでご注意ください。

- 5 預金口座振替申込書

※これまでに口座振替手続きを行っていない場合のみ提出してください。

- 6 個人番号（マイナンバー）届出書（保育施設入所用）・確認書類の写し

※これまでに個人番号（マイナンバー）届出書を提出していない児童のみ提出してください。

【保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類一覧】

保育を必要とする理由	提出書類
(1) 就労	○就労証明書 ※就労証明書は、こども家庭庁が定める標準様式を使用します。 ※就労証明書は必ず勤務先等に作成を依頼し、実際の勤務日数や勤務時間など、勤務状況を正確に記載していただいでください。 ※提出された就労証明書の内容について、必要に応じて勤務先への確認や給与明細書などの追加書類の提出をお願いする場合があります。 ※実際の就労状況と異なる内容で申告されていることが判明した場合は、保育必要量の認定を変更するほか、入所決定や支給認定を取り消す場合があります。 ※「就労証明書」の雇用期間は、令和9年度の就労に対して証明していただきます。 ※会社を設立後、一度も納税していない場合は、会社の概要が分かる書類（開業届の写し・事業内容がわかる書類）を提出してください。
(2) 妊娠・出産	○母子健康手帳の写し（表紙等、保護者氏名の記載があるもの） ○療養等申告書（別紙1）
(3) 疾病・障がい	○医師の診断書（疾病）、身体障害者手帳の写し（障がい） ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 ○療養等申告書（別紙1）
(4) 介護・看護	○医師の診断書（介護・看護の必要がある方のもの） ※家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。 ○療養等申告書（別紙1）
(5) 求職活動	○ハローワークカードの写し ○療養等申告書（別紙1）
(6) 就学	○在学証明書 ○カリキュラム・時間割等、週または月の就学時間がわかる書類

※提出期限までに提出できない場合は、理由及び提出予定時期を提出用封筒の所定欄に記入してください。

資料2 令和9年度保育料徴収金額表

- 1 保育料は、児童が属する世帯の扶養義務者の市町村民税の課税状況等により決定します。
- 2 在籍期間中は、保育所を欠席した場合でも保育料の減額はいりません。
- 3 月の途中に入所・退所した場合の保育料は、月額にその月の在籍日数（25日を超える場合は25日）を乗じ、25日で除して算出します（10円未満切捨て）。
- 4 修正申告や婚姻・離婚等により世帯の税額が変わった場合は、保育料・副食費が変更となる場合があります。
- 5 障がい者のいる世帯に該当する場合は、こども課保育係へご連絡ください。
- 6 保育料は令和8年10月現在の幕別町の関係条例に基づく額です。今後の改定により変更となる場合があります。

3～5歳児クラス：保育料0円（副食費別途）

0～2歳児クラス：下表の保育料を適用（副食費を含む）

（単位：円）

階 層 区 分			0歳～2歳児クラス 保育料（月額）					
			【上段：保育標準時間			下段：保育短時間】		
			ひとり親・障がい者のいる世帯			左記以外の世帯		
市町村民税【所得割】課税額	階層	区分	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
	第1階層	非課税世帯 （生活保護・里親）	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0
	第2階層	非課税世帯	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0
	第3-1階層	非課税世帯 （均等割のみ課税世帯）	2,000	0	0	9,000	0	0
			2,000	0	0	8,500	0	0
	第3-2階層	48,600円未満	2,000	0	0	13,600	0	0
			2,000	0	0	13,100	0	0
	第4-1階層	48,600円以上 72,000円未満	2,000	0	0	19,100	0	0
			2,000	0	0	18,600	0	0
	第4-2階層	72,000円以上 77,100円以下	2,000	0	0	21,600	0	0
		77,101円以上 84,000円未満	21,600					
	第4-3階層	84,000円以上 97,000円未満	25,500	0	0	25,500	0	0
			25,000	0	0	25,000	0	0
	第5-1階層	97,000円以上 135,000円未満	30,200	0	0	30,200	0	0
			29,700	0	0	29,700	0	0
	第5-2階層	135,000円以上 152,000円未満	34,000	0	0	34,000	0	0
33,500			0	0	33,500	0	0	
第5-3階層	152,000円以上 169,000円未満	37,800	0	0	37,800	0	0	
		37,300	0	0	37,300	0	0	
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	51,800 51,300	51,800 51,300	51,800 51,300	51,800 51,300	51,800 51,300	51,800 51,300	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	60,000 59,500	60,000 59,500	60,000 59,500	60,000 59,500	60,000 59,500	60,000 59,500	
第8階層	397,000円以上	62,400 61,900	62,400 61,900	62,400 61,900	62,400 61,900	62,400 61,900	62,400 61,900	
同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合の第6～8階層の第2子は半額、第3子は無料となります。 ※通っているお子さんの中で年齢が高い順に数えます。 ※保育所等とは、主に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等となります。								
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	51,800 51,300	25,900 25,650	0 0	51,800 51,300	25,900 25,650	0 0	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	60,000 59,500	30,000 29,750	0 0	60,000 59,500	30,000 29,750	0 0	
第8階層	397,000円以上	62,400 61,900	31,200 30,950	0 0	62,400 61,900	31,200 30,950	0 0	

※双子の場合は、それぞれを数えます。例）双子の兄（姉）は第1子、双子の弟（妹）は第2子

資料3 延長保育の利用と料金

認定された保育時間を超えて延長保育を利用する場合は、延長保育料をご負担いただきます。

【対象施設】

幕別認定こども園、札内さかえ保育所、札内北保育所、札内南保育園、札内青葉保育園

※のびのび保育所、こりすのおうちについては各施設へお問い合わせください。

【対象時間】

保育短時間

○7時30分から8時30分までの1時間

○16時30分から18時30分までの2時間

※札内南保育園・札内青葉保育園は、16時30分から19時までの2時間30分となります。

保育標準時間（札内南保育園・札内青葉保育園のみ）

○18時30分から19時までの30分間

【延長保育料】

延長保育料：1時間当たり200円。

※月単位で集計し、翌月請求となります。

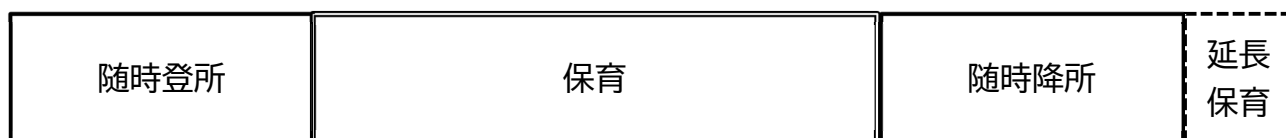
【利用方法】

延長保育を希望する場合は、あらかじめ利用施設へお申し込みください。

【保育時間のイメージ】

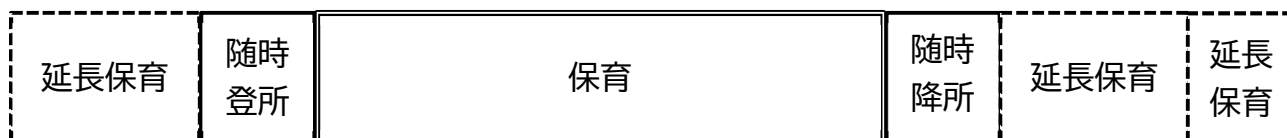
保育標準時間

7:30 9:00 16:00 18:30 19:00



保育短時間

7:30 8:30 9:00 16:00 16:30 18:30 19:00



記入例

2026年11月5日

（あて先）幕別町長 様

※年は西暦で記入してください

申請者 (保護者)	ふりがな	まくべつ たろう	生年月日	1986年8月20日生
	氏名	幕別 太郎		
	住所	〒089-0000 幕別町〇〇町〇〇番地		電話番号

入所を希望する子どもの住民票記載の住所を記載して下さい。

上記が、保護者の住所と異なる場合は、保護者の住所も記入して下さい。

幕別町に転入予定の子どもの場合は、転入前の住所及び転入後の住所と転入予定日を記入して下さい。

申請に係る 小学校就学 前子ども	氏名	まくべつ さくら	生年月日	2021年7月4日生	の続柄	子の続柄	帳の有無
	幕別 桜	2027年4月1日時点（5歳）	子	有・無			
保育の希望 の有無	☒ 有： 保護者の労働等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する ☐ 無： 幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する						

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入してください。

保育の利用を 必要とする 理由	続柄	必要とする理由	保育の利用を必要とする具体的な状況（父、母の勤務状況等）をご記入ください。 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）や、その他の内容を記入
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV (株)〇〇〇〇に勤務、月曜日～金曜日 8:00～19:00	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 △△△△(株)に勤務、月曜日～金曜日 9:00～17:00	

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	2027年4月1日から2028年3月31日まで	
希望する 利用曜日・時間（※1）	利用曜日	利用時間
	月曜日から金曜日まで	8時30分から17時30分まで
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由（※2）	
	第1希望	（希望理由）
	〇〇〇保育所	自宅に近い
	第2希望	（希望理由）
△△△保育所	勤務先に近い	
第3希望	（希望理由）	
◆◆◆保育所	保育所の雰囲気がよかったため	

（※1）幼稚園等の利用を希望する場合は記入不要です。

（※2）小規模保育等を利用して、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

③世帯の状況

同居・別居問わず、生計が同一である方はすべて

2027年4月1日現在の状況をご記入ください。

区分	ふりがな 氏名	生年月日	児童との続柄	同居の有無	会 校名等	市町村民税 課税有無 (※3)
児童の世帯員	まくべつ たろう 幕別 太郎	1986年8月20日生	父	(同)・別	(株)〇〇〇〇	(有)・無
	まくべつ ももこ 幕別 桃子	1988年3月7日生	母	(同)・別	△△△△(株)	(有)・無
	まくべつ ひかる 幕別 光	2019年1月24日生	兄	(同)・別	□□小学校	有・(無)
	まくべつ あきお 幕別 昭	1952年10月21日生	祖父	(同)・別	無職	有・(無)
	单身赴任等により、同じ住所に住んでいない家族がいる場合には、必ずその方の分もご記入ください。			同・別		有・無
				同・別		有・無
	ひとり親世帯等の有無			(非該当) ・ 該当 (□ひとり親世帯等 □在宅障がい児(者)のいる世帯)		
	生活保護の適用の有無			(非該当) ・ 該当 (年 月 日保護開始)		

(※3) 前年度分又は当該年度分の市町村民税が課税されている場合、「有」に○を付けてください。

【申請にあたっての同意事項】

- ①町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、又は取得すること
- ②①の情報に基づき決定した利用者負担額及び教育・保育給付認定の内容(個人番号を除く)について、利用する施設に提供すること
- ③町が、給付認定の審査のため、必要に応じ、勤務先に就労状況を確認する等の調査を行うこと
- ④申請内容が事実と相違した場合には、給付認定を取り消すことがあること

----- 【保護者の方のご記入はここまで】 -----

*施設記入欄(幼稚園等を経由して町に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者名)	
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入園契約(内定)の有無	有 (年 月 日 契約・内定) ・ 無
備考	

*市町村記載欄

入所申込みの承諾	保育の実施の要否	保育の提供期間		保育の必要性基準の番号
	要・否 (理由)	自 年 月 日	至 年 月 日	両親等:()、()
		入所保育所		
		年 月 日承諾	備考	